

赤十字活動資金のご支援について (お願い)

平素、赤十字活動の推進にご支援を賜り、誠にありがとうございます。

日本赤十字社青森県支部は、明治20年、「青森県委員部」として設立され、今般、創立130周年を迎えたことから、これを記念して「青森県赤十字大会」を開催いたします。本大会の開催にあたっては、日赤本社を通じて宮内庁に、日本赤十字社名誉副総裁のご臨席をいただけるよう要請いたしております。

この記念すべき年を契機に、青森県における赤十字活動の更なる推進を図って参りたいと存じますので、赤十字活動資金のご支援についてご検討下さいますようお願いいたします。

青森県赤十字大会について

当青森県支部の創立130周年を記念し、10年ぶりの開催を予定している「青森県赤十字大会」では、ボランティア活動や活動資金の寄付などによる功労者への表彰授与などを行う記念式典のほか、当青森県支部の支援団体「青森県赤十字有功会」の主催による「日本赤十字社名誉副総裁御歓迎昼食会」の実施を予定しております。

「日本赤十字社青森県支部創立130周年記念 青森県赤十字大会(式典)」

開催月日(予定) 平成30年9月12日(水) 開会・閉会時間(未定)

開催場所(予定) 青森市「リンクステーションホール青森」(青森市文化会館)

功労者への表彰授与について

「青森県赤十字大会」では、ボランティア活動や活動資金の寄付などにより、当青森県支部の運営を支えて下さる個人・企業・団体などに、日本赤十字社の表彰規則に基づき、銀色有功章、金色有功章、日本赤十字社社長感謝状などの表彰授与を行います。なお、表彰授与については、受章者多数の場合、各部門の代表受章とさせていただきますが、受章者皆様に本記念大会の式典にご出席をいただくようご案内いたします。

(赤十字活動資金功労による表彰) ※下表が青森県赤十字大会取扱いの表彰となります。

表彰区分	種別	表彰の条件	処遇
銀色有功章	個人	会費(社費)、寄付金の一時支援額またはこれまでの支援累計額が20万円以上に達したとき。 ※銀色有功章の贈与は一度限りとなります。	楕式銀色有功章 略章 セト製門標
	法人	同上	楕式銀色有功章 略章

表彰区分	種別	表彰の条件	処遇
金色有功章	個人	会費(社費)、寄付金の一時支援額またはこれまでの支援累計額が50万円以上に達したとき。 ※金色有功章の贈与は一度限りとなります。	勲章式金色有功章 略章 セト製門標
	法人	同上	楯式金色有功章 略章
社長感謝状	個人	金色有功章受章後の会費(社費)、寄付金の一時支援額またはこれまでの支援累計額が50万円以上に達した都度 ※社長感謝状は複数回贈与いたします。	日赤社長感謝状 記念品
	法人	同上	日赤社長感謝状 記念品

※各個人・企業・団体における表彰の条件を満たすために必要な本年度の支援額をお知りになりたいときは、日赤青森県支部にお問い合わせ願います。

(担当:組織振興課 TEL 017 (722) 2011 FAX 017 (735) 3502)

ご支援の方法について

赤十字活動資金のご支援をいただける際は同封の払込取扱票(振込手数料免除扱い)をご使用願います。

企業や団体においては、代表者様などが個人としてご支援いただき表彰を受けられることも出来ますので、併せてご検討いただければ幸いです。なお、ご支援により表彰条件を満たした個人・企業・団体の皆様には、後日、当県支部より「青森県赤十字大会」のご案内を送付いたします。

受付期間について

当青森県支部では、赤十字活動資金(会費・寄付金)の募集は年間を通じて行っておりますが、「青森県赤十字大会」において表彰授与を行う活動資金支援者の日赤本社への申請手続き、表彰物件の交付等に要する期間を考慮し、下表により活動資金の受付をさせていただきます。

区分	受付の締切
青森県赤十字大会における受章を希望される場合	平成30年7月27日(金)まで受付いたします。
青森県赤十字大会における受章を希望されない場合または表彰を辞退される場合	年間を通して受付いたします。なお、表彰を辞退される場合は、活動資金を振り込まれる際、「払込取扱票」の通信欄に「表彰辞退」とご記入願います。

税制上の優遇措置について

赤十字活動資金のご支援をいただいた個人・企業・団体の皆様には税制上の優遇措置がございます。詳しくは下表をご覧ください。

《個人として赤十字活動資金を納付した場合》

区分	所得税の控除	個人住民税の控除	相続税の控除
内容	日本赤十字社に対する全ての活動資金の納付	青森県支部に対する活動資金の納付で、総務大臣の指定を受けた事業に対するもの(※1)	相続または遺贈による財産からお寄せいただいた活動資金の納付
適用期間	納付時期に関わらず、優遇措置が適用されます。		
措置の内容	活動資金の納付額から2千円を差し引いた額が、支援者の年間所得総額から控除されます。(但し上限は年間所得総額の40%)	活動資金の納付額から2千円を差し引いた額の10%が、支援者の住民税額から控除されます。(但し上限は年間所得総額の30%)	活動資金として納付した価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

《法人(企業・団体)として赤十字活動資金を納付した場合》

区分	法人税の控除(特定公益増進法人に対する納付)	法人税の控除(特定寄付金)
内容	日本赤十字社に対する全ての活動資金の納付(特定公益増進法人に対する寄付金)	日本赤十字社の活動資金の納付で、財務大臣の指定を受けた事業に対するもの
適用期間	納付時期に関わらず、優遇措置が適用されます。	4月1日より9月末日までの期間に活動資金を納付した場合適用されます。(※2)
措置の内容	<p>法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。</p> <p>(特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入)</p> <p>通常の寄付金の損金算入限度額(イ)とあわせて別枠で算出した限度額(ロ)が損金に算入されます。</p> <p>(イ) 通常の寄付金の損金算入限度額</p> $\left(\text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月額}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{2}$ <p>(ロ) 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額</p> $\left(\text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月額}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100} \right) \times \frac{1}{2}$	活動資金として納付した全額が、法人の寄付金損金算入限度額に関わらず、損金の額に算入されます。

- ・(※1)個人住民税にかかる控除は適用期間内であっても募集金額に達した時点で適用を終了させていただきますことを予めご了承ください。
- ・(※1)個人住民税にかかる控除は、お住まいの都道府県支部に対する活動資金の納付に限られます。
- ・(※2)特定寄付金による法人税の控除は、10万円以上を納付された企業・団体を優先的に適用させていただきますことを予めご了承ください。また、当青森県支部の募集金額に制限があるため、適用期間内であっても募集金額に達した時点で適用を終了させていただきますことを予めご了承ください。
- ・法人税控除にかかる損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額により異なります。

赤十字活動について

個人・企業・団体の皆様からのご支援のもとに、日本赤十字社は人々の健康的な生活や未来を支援する活動を行っています。

(主な赤十字活動)

災害救護活動

災害などが発生した際、いち早く医療救護活動を行うために救護班を派遣するほか、救援物資の配付、被災者のこころのケアなどを行います。青森県支部では、平成7年の「阪神・淡路大震災」、平成23年の「東日本大震災」、平成28年の「熊本地震」などの自然災害における活動実績があります。



赤十字ボランティア活動

災害発生時の被災者の支援や地域福祉の向上のため、青森県では1万人を超える赤十字ボランティア（赤十字奉仕団員）が活動しています。



青少年赤十字活動

青森県内の約460の学校・幼児施設が加盟し、災害から子どもたちの命を救うために、日本赤十字社の「防災教育プログラム」事業などに取り組んでいます。

他にも、国際活動、医療事業、血液事業、社会福祉事業、救急法などの講習、看護師の養成などの活動を行っています。

日本赤十字社青森県支部は、130年の歴史を踏まえ、人々の「いのちと健康を守る」活動の更なる推進に努めて参ります。赤十字活動資金のご支援、よろしくお願いたします。



日本赤十字社公式マスコットキャラクター
「ハートラちゃん」

ご支援よろしく
お願いたします。

— みなさまに支えられて130年 —

 **日本赤十字社 青森県支部**
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社青森県支部は、創立130周年を迎えます。

【お問い合わせ先】

〒030-0861 青森市長島1丁目3-1
(担当) 組織振興課 会員係

TEL 017 (722) 2011 FAX 017 (735) 3502

URL <http://www.aomori.jrc.or.jp>